

シエノピラフェンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての 意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成30年11月21日～平成30年12月20日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>色々な角度から影響を評価されていますが、評価書はシエノピラフェン単体の影響を見ているだけです。</p> <p>人が採りうる全ての物質(残留農薬、添加物、遺伝子組換え食品など)の複合影響を確認すべきと考えます。</p> <p>同時に複合的かつ長期的影響も確認すべきではないでしょうか？</p> <p>そのような省庁横断的な評価は貴省がやるべきと認識しております。</p> <p>その確認ができないなら、農薬残留食品は認められるべきでないと思えます。</p> <p>アレルギー疾患、がん、痴呆症などの増加原因は、これら認可されている人工的「毒物」の複合的・長期的影響もあるのではないのでしょうか？</p> <p>「ない」と断言されるなら、その根拠を示して頂きたいと存じます。</p>	<p>複合影響については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、基礎的な検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えております。</p> <p>また、複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響について、FAO/WHO では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 100 倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こりうる相乗作用も考慮されている ② 相互作用については、農薬だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化合物についての問題であり、その組み合わせは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はない <p>とされています。</p> <p>また、農林水産省は、農薬登録申請時に、申請者に対し局長通知に基づき試験成績を要求しており、本剤の評価においては、必要な試験成績は全て揃っています。この中では、動物のほぼ一生に当たる期間被験物質を投与して影響を把握する試験や、世代を超えて被験物質を</p>

	<p>投与した場合の影響を把握する試験も含まれています。</p> <p>食品安全委員会は、設定した一日摂取許容量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) の評価結果に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保され则认为します。</p>
--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。